

平成27年度
事業計画

■ 基本方針

少子高齢・人口減社会、単身世帯（高齢者単身世帯）・ひとり親世帯などの増加などに、起因する「社会的孤立」の問題を背景とする地域での生活課題が多様化し、地域の役割の重要性が増す中、自治会を中心とした地域力の低下、住民同士の関わりの希薄化により、要援護者の気づきや支援ネットワークづくりが課題となっています。

そのような状況下において本会では、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体化した第一期地域福祉推進計画（以下、「推進計画」という）を策定いたしました。推進計画は平成27年度より平成31年度までの5か年計画であり、本会初の中長期計画となります。よって今後は推進計画を基本として、年度ごとの事業計画を策定、実施することとなります。推進計画においては、「人をつなぎ」「支え合い」「安心のまち」を理念のポイントとしており、それはまさに嘉手納町社会福祉協議会の理念とも通ずるものであります。その実現のためには、「一人ひとりが担い手となるしくみをつくる」「地域に根差した見守り、支え合いのしくみをつくる」「安全・安心感のある暮らしを支えるしくみをつくる」を基本目標としています。そして「しくみをつくる」ためにコミュニティソーシャルワーク事業（新規事業）をはじめとした、法人全体の取組として、すべての事業が同じ理念のもと、職員一丸となって取り組むこととします。

法人理念

地域を舞台に、地域とともに、一人ひとりの笑顔あふれる地域をつくる。そのために人をつなぎ、地域をつなげる、そこに支えあい、助け合いのこころを育み、安心、安全に暮らしていける地域づくりを続けていきます。

こんなまちに住みたい それを形に “福祉でまちづくり”

■ 重点目標

1) 地域福祉推進計画の推進

5か年計画の初年度であるため、全職員が本計画の目的・目標等を理解し、各事業へ落とし込みが出来るよう取り組みを行う。

2) 法人事業・財源等の見直し

地域福祉推進計画の実施により、新規事業の立ち上げもあり、現在までの事業の見直しを行う中で、改めて受託事業の位置づけを検討するとともに、既存事業の整理統合を行います。また新会計基準の導入も踏まえ財源のあり方を考える。

3) コミュニティソーシャルワーク事業の基盤づくり

本事業を立ち上げるに当り、事業の目的、対象、そしてすべきことは何か、法人全体としての共有を図りながら、関係機関、地域とも方向性の共有化を図り、事業推進の基盤づくりを行う。

4) 本来のボランティアと福祉教育の再考

介護保険制度をはじめとした制度側からのボランティアへの注目、期待が高まる中、マンパワーとしてのボランティアという捉え方や有償ボランティアという言葉が疑問なく使われるような場面があります。社協が推進するボランティアとは何か、ボランティアの推進を図るための福祉教育とは何かを再考する。

5) 小地域福祉活動の推進

現在南区の小地域福祉活動を支援しているが、今年度においては南区での報告会実施を予定しており、それを契機に他の自治会へも小地域福祉活動を広げていくことを目指す。

6) 福祉団体等の支援のあり方の再検討

各団体の会員の高齢化等の課題はもとより、地域社会の変化等により、各団体に求められるものも変化しているとき、社協の各団体への支援のあり方を再検討する。

すべての重点目標に共通することは、地域社会の変化、そして地域住民の変化に伴い、社協に求められることが確実に変化していることを踏まえ、社協がつくる地域とは、社協が実施すべきことは何か、社協しか出来ないことは何かを再検討すべき段階との考えから設けている。

■ 実施事業

【1】組織運営

- ① 会務の運営及び連絡調整
 - 1) 理事会・評議員会の開催
 - 2) 理事・評議員の研修会の開催（年2回予定）
 - 3) 行政機関・事業所・各種福祉団体等との連携強化
- ② 会員組織の強化と自主財源の確保
 - 1) 社協会員の募集
 - ・戸別会員、賛助会員、特別会員
- ③ 新会計基準による会計業務の実施
- ④ 人事管理
 - ・地域福祉推進計画の推進に向けた組織体制の見直し
 - ・各種研修への派遣
 - ・内部研修会の実施
- ⑤ 地域福祉推進計画の推進

行政計画である「地域福祉計画」と社協の行動計画である「地域福祉活動計画」が基本理念や目標等に対する共通認識を持ち、地域の実情に応じた具体的な取り組みを、これまで培われてきた住民同士の支え合いの活動を軸として、多様な福祉の担い手と連携・協働することで支え合いのある地域づくりを推進します。
- ⑥ 職員会議の実施（定期開催）

地域福祉推進計画を推進していく上でも、社会福祉協議会の役割の理解個々の職員の資質向上は今まで以上に重要となります。新規事業も含め、お互いの事業について共通理解を深め、社協がやるべきこと、社協しか出来ないことは何か、職員間での合意形成を図っていきます。
- ⑦ 総合福祉センターの指定管理運営事業

より町民に利用される、利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。
- ⑧ 法人広報・啓発事業
 - 1) 社協だよりの発行（年3回）
 - 2) ホームページ・ブログによる情報発信

【2】コミュニティソーシャルワーク事業の基盤づくり

暮らし安心サポート事業を5年目にあたる平成27年度に発展的解消し、地域福祉推進計画に記載されているCSW（コミュニティソーシャルワーク）事業として移行し、本年度より再スタートします。前事業の実績を踏まえつつ、今後のCSW事業の方向性を定め、他事業との整合性を考え、組織内での合意形成を図りつつ、関係機関、地域とも方向性の共有化を図り、事業推進の基盤づくりを行っていくことを目標とします。また、本事業においてボランティアセンター機能、かでな安心キット事業、そして小地域福祉活動事業も併せて実施する中で相乗効果を図り、結果、各事業の機能強化を目指します。

CSW（コミュニティソーシャルワーク）事業とは、

地域には、子育てに関する悩みや経済的な問題そして、障がいや高齢など何らかの理由により日常生活に不安を感じている方など、支援を必要としている人や世帯がそれぞれの問題を抱えながら暮らしています。

そのような個人や世帯が抱える問題を地域の問題としてとらえ、自立した生活を支援するために、地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係協力者などとネットワークづくりを行っていくことを目的としています。

CSW（コミュニティソーシャルワーク）事業を実施することで、

▶ニーズが深刻化・重度化する前に

要援護者に対する見守り・発見・つながりのセーフティネット体制づくりができます

▶多様な福祉ニーズに対し

制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請等の実施が行えます。

▶継続的に要援護者を支えていくために

地域における組織化活動・地域住民との協働・支援が行えます。

CSW事業を核とした取り組みを10年スパンで実施していくことにより、
早期発見・早期支援・継続支援の体制を構築し、誰もが安心・安全に
暮らし続けることができるまちづくりが推進することが出来ます。

【3】 支え合うまちづくりの推進

- ① 各種社会福祉関係諸団体事業
各団体が地域の変化や会員の固定化・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。よって継続的に各団体と意見交換を行い必要な支援をすすめる。またそれぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。
(福祉団体)
 - ・嘉手納町老人クラブ連合会
 - ・嘉手納町母子寡婦福祉会
 - ・嘉手納町障がい福祉協会
 - ・嘉手納町精神療養者家族会
 - ・嘉手納町民生委員児童委員協議会
- ② 福祉団体助成事業
福祉団体へ社協助成金及び共同募金の配分事業として助成し活動を支援する。
- ③ 福祉団体連絡会議
- ④ 福祉団体合同新年会「初春の集い」
- ⑤ 心配ごと相談所事業
住民の日常生活上のあらゆる相談に応じて、適切な助言・援助を行い、住民の福祉の向上を図る。また平成 26 年度までは専門相談は司法書士のみであったが、今年度より弁護士による定期相談も実施し、幅広い相談に対応する。
会場：総合福祉センター（毎週金曜日：午後 1 時～午後 5 時）
- ⑥ 赤い羽根共同募金運動
社協の福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。
- ⑦ 歳末たすけあい募金運動
歳末の時期において募金活動を実施し、要援護者等へ支援を図る。
- ⑧ 小地域福祉活動事業
今年度においては、モデル地区での実践報告会を実施し、町内に広く取り組みを知ってもらおう。そして他自治会（一区）にも本事業の実施をコミュニティソーシャルワーク事業の一環として行っていく。
- ⑨ 母子・父子福祉事業
NPO 法人嘉手納町母子寡婦福祉会の運営のさらなる充実を図り、安定した自主運営、そして今後、NPO 母子会として必要な取り組みを検討していけるような支援を行う。

⑩ 児童・青少年福祉事業

児童福祉週間の一環としてすべての児童が心身共に明るく健やかに育つ事を願い、鯉のぼりフェスタの開催と児童福祉週間啓蒙活動、ポスター配布による啓発を図る。

- 1) 比謝川鯉のぼりフェスタ（平成27年4月26日実施予定）
- 2) 児童福祉週間啓蒙活動及びポスターの配布

⑪ 老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

- 1) 社協サロン
- 2) ふれあい型給食サービス
- 3) 老人福祉週間ポスターの配布

⑫ 障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施する。

- 1) ふれあいリトミックの開催（年二回）
- 2) 発達障がい講演会の開催（平成27年12月14日予定）
- 3) 比謝川カヤック体験の実施
- 4) 事業所連絡会への支援（事業所MAPづくり等）

⑬ 法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑭ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業。

⑮ 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う事業。

⑯ 福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑰ 苦情解決事業

⑱ 災害に負けない・被災者を出さない、孤立させないまちづくりへ向けて

- 1) 災害対応マニュアルの確認
- 2) 災害ボランティアセンターについて継続した取り組みを検討

【4】在宅福祉サービスの推進

- ① 食の自立支援事業（毎日型給食サービス）〔町受託事業〕

単価制に変わってから3年目となるため、過去2年間の実績を踏まえ、今後どのような事業形態が、いま、そしてこれからの町内のニーズに対応する上で適切なのかを検討する。また全受託事業にも共通するが、社協が本事業を受託することの意義とは、社協が受託することで町民にとってどのようなメリットが生まれるのかも改めて整理していく。
- ② 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業〔町受託事業〕

（生きがいディサービス事業）

 - ・東区がんじゅう会・中央区あしびな一会・北区百の会
 - ・南区かりゆし会・西区ゆんたの会・西浜区ことぶきの会
- ③ 障害者地域生活支援事業〔町受託事業〕

障がい児・者がその有する能力及び適正に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（情報の提供や手話通訳者の派遣、養成講座等）を実施し障がい者の自立を支援する。

 - 1) 声の広報等発行事業
 - 2) 要約筆記現任研修
 - 3) 福祉機器リサイクル事業

※今年度は、今後の受託事業のあり方を再検討行う。
- ④ 障害者自立支援法による地域活動支援センターの運営〔町受託事業〕

地域活動支援センターI型の役割とは何か。今一度原点に立ち返り、当事業のあり方を再検討する。
- ⑤ 放課後等ディサービス事業の運営（わくわくクラブあすなろ）
- ⑥ 児童発達支援事業の運営（わくわくクラブあすなろ）
- ⑦ 日中一時支援事業の運営（わくわくクラブあすなろ）

上記3事業は多機能型事業所として運営しており、さらに地域におけるニーズへの対応を深める。またティーチャズトレーニングをベースとした支援の輪を広げていく。
- ⑧ スマイル号（車いす専用車両）貸付事業
車両が今年度内で車検となるため、それまでに本事業の今後のあり方について検討していく。
- ⑨ 介護用品貸与事業（車いす）

在宅療養する方へ福祉用具の貸出しを行い、在宅介護への支援と介護者の負担軽減を図る。

【5】 ボランティア活動支援・多方面からの福祉教育

- ① ボランティア団体助成事業
 - 1) 手話サークルかでな
 - 2) 手話サークルノビルの会
 - 3) リーディングサービスあいあい
- ② ボランティア・NPO 支援事業
 - 1) 個人ボランティア活動に関する相談
 - 2) ボランティア活動団体の運営に関する相談
 - 3) ボランティア保険加入受付
 - 4) ボランティア感謝の集い
 - 5) 一人暮らし老人宅清掃活動
 - 6) 24時間テレビ募金活動
 - 7) NPO 団体に関する相談・支援
 - 8) ボランティア広報誌の発行
- ③ ボランティアセンター拠点整備
 - 1) ボランティア（個人・団体）登録及び活動斡旋
 - 2) ボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与
 - 3) ボランティアセンタールームのあり方についての検討
- ④ 福祉教育の推進
 - 1) 福祉教育協力校指定事業
(屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校)
・福祉教育協力校連絡会の開催
 - 2) ボランティア活動組織化への支援
 - 3) 小学校ボランティアサマースクール
 - 4) いもっ子 SUMMER SCHOOL (中・高校生対象：読谷村社協共催)
 - 5) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援
- ⑤ 嘉手納町における「ボランティア」とは、そして「豊かな福祉観」を育む福祉教育とは何かを、今年度より検討していく。